

広島県告示第三百七十七号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十五年四月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
蜂須賀整形外科	広島市西区己斐本町二丁目二番二七号	平成一八年四月二四日	更新
サカ整形外科	広島市安佐北区亀山七丁目五番一一号	平成一八年四月二四日	更新
独立行政法人 国立病院機構 呉医療センター	呉市青山町三番一号	平成一八年四月二四日	更新
独立行政法人 労働者健康福祉機構 中国労災病院	呉市広多賀谷一丁目五番一一号	平成一八年四月二四日	更新
医療法人社団仁慈会 安田病院	竹原市下野町三三三六	平成一八年四月二四日	更新
社会医療法人里仁会 白龍湖病院	三原市大和町和木一五〇 四番地一	平成一八年四月二四日	更新
西福山病院	福山市松永町三四〇番一 号	平成一八年四月二四日	更新